

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

琵琶湖博物館の第3期リニューアルオープンに併せた観覧料の改定時期を延期するため、滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 琵琶湖博物館の常設展示観覧料および年間観覧料の額の改定に係る施行期日を定める期限を3月延長することとします。(付則関係)

新型コロナウイルスの感染拡大を原因とした、第3期リニューアル工事の遅延(3ヶ月程度)による琵琶湖博物館のリニューアルオープンの延期に伴うもの。

- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第18号）新旧対照表

旧	新
<p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第23号の次に1号を加える改正規定および次項の規定は同年6月1日から、別表第28の2の改正規定は公布の日から起算して<u>6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 省略</p>	<p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第23号の次に1号を加える改正規定および次項の規定は同年6月1日から、別表第28の2の改正規定は公布の日から起算して<u>9月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>2 省略</p>